

興軍待戰、射出之矢如葦來散、於是大長谷王以矛爲杖、臨其內詔、我所相言之孃子者、若有此家乎、
〔日本書紀三十一持統三年正月乙卯、〇二大學寮獻杖八十枚、

〇按ズルニ、卯杖ノ事ハ、歲時部卯杖篇ニ載セタリ、

〔平治物語二〕義朝敗北事

井澤四郎宣景ハ、〇中略痛手負テ引下リ、東近江ニ落テ疵療治シ、弓打切杖ニ突、山傳ニ甲斐ノ井澤ヘゾ行ニケル、

〔守國公御傳記八〕年高キ人々ノ杖ヲ多ク得玉ヒ、〇松平定信又年賀ノ祝ヒニ奉リシモ少カラズ、其杖ヲ風呂先屏風ノ如キモノニ並ベ立テ、小キ短冊ニ歌ヲ題シタルヲ結ビ付ケ、誰ヨリ奉リシ、何方ヨリ贈ラレシト、悉ク記シ置玉フ、

〔寶藏三〕杖

わづかに善あれば惡有、長きあれば短有、前あれば後玄、たがひ、右あれば左まじはれるは、物毎の理なりけらし、此ものにつきても、五十にして家につき、六十にして郷につき、七十にして國につき、八十にして朝につくは、壽といひ榮といひ、めでたき事のかぎりなれど、若くてつく人は病るか不禮か、獵漁の爲にしてみなよからざるわざにこそ、うつ杖にも親師の諫めの杖は後くすりなりけれど、囚のうたる、は始もわろし後もいたし、このふたつをわきまへざらんや、されども其よき事のみ己に歸すべきともあらず、いたりていはゞさかふるも時をとらふるも時なるべし、そもまたせまりてちかづくとはあらざるべし、世を苦竹の杖よ、國につくべき榮もまたず、人をうつべき禁もなし、雨ふり道あしければつく、晴ればつかず、病をこればつく、いゆればつかず、つかまくおもへばつく、いななればつかず、人の杖にあらず、みなわが杖なり、つら杖もまた玄かなり、